

全国家計構造調査規則の一部を改正する省令案に対して提出された意見及び総務省の考え方  
(令和5年11月17日～同年12月18日意見募集)

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
1	無記名	<ul style="list-style-type: none"><li>18歳以上ではなく15歳以上が良いと思います</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>改正後の全国家計構造調査規則(昭和五十九年総理府令第二十三号)第六条第四号に掲げる「個人収支状況調査」に関する御意見と理解いたしました。 この調査において「十八歳以上の世帯員」と規定する理由は、18歳未満の多くが学生であり、自由裁量で使える収支が少ないと考えられることから、同調査の目的に照らし、対象外としたものであり、御理解いただければ幸いです。 なお、この調査においては、前回調査以前から18歳以上の世帯員を対象としており、今回、同号において明確に規定することとしたものです。</li></ul>	無

○提出意見数:1件

※提出意見数は、意見提出者数としています。